

令和 6 年度宇部市人権施策推進審議会（第 3 回）				
開会年月日時		令和 6 年 1 0 月 7 日（月）午後 2 時 0 0 分		
閉会年月日時		令和 6 年 1 0 月 7 日（月）午後 3 時 4 0 分		
開会の場所		宇部市役所 3 階 会議室 防災情報センター		
出席委員及び関係職員氏名	【委員】 新開奏恵 山根 寛 井上毅雄 加藤節子 川口泰司 竹元 愛 原田雅博 原谷和子 廣田洋子		【事務局】 黒瀬部長 床本部長 床本次長 中村次長 半田課長 山本課長 山口副課長 酒井副課長 田中係長 三宅副主幹	
			欠席委員氏名	【委員】 亀井敏則 谷村美知子 林 治美 毛利哲也
議案事項及び決議要項	その他会議の概要 議題 （１）「（仮）宇部市人権尊重のまちづくり条例」について			

令和6年度宇部市人権施策推進審議会（第3回）

議 事 録（要約）

1 議 題

（1）「（仮）宇部市人権尊重のまちづくり条例」について

事 務 局

－ 資料説明 －

会 長

事務局より示された条例（案）について、1条ずつ審議を進めていく。

事務局案と修正案を見比べて、質問や意見があれば発言をお願いしたい。

委 員

項目ごとに素案を提示して欲しいということは承知している。逐条で検討していくということはわかるが、条例を制定するという結論ありきでいいのか。一貫して申し上げているが、条例そのものが必要なのか、条例を決めることが求められている状況なのかについては意見が言いにくくなってしまう。これを前提にしてだが、資料についてはすべて目を通し、逐条について意見が言える準備はしてきている。

会 長

事務局の説明では、個々の意見はある中でも、策定していくということで進めているとのことであった。今までの審議において、条例が必要と意見も出ているので進めていくとのこととなったが、必要なかという意見も出ているので素案を示しながら本当にこれが必要なのかについても決めていく。

委 員

条例に対しては、様々な個々の立場で意見があると思うが、個人的な意見では条例は必要と思う。

意見があるのであれば、素案を見ながらブラッシュアップしていきたい。

市長の諮問により、審議している。最終的には議会が決定する。

会 長 どのような条例であれば必要なのかを審議していきたい。委員からは忌憚のない意見をお願いしたい。

【条項の「目的」について】

委 員 「責務」について、「市の責務」や「市民及び事業者の責務」とあるが、「市民の責務」を規定することが望ましいのだろうか。人権意識が高揚すれば、人権問題について正しく対応できるはず。「責務」という言葉が行政から強制されるイメージがあり、違和感を感じる。

会 長 本日の審議は、文言を確定するものではなく、気に係る言葉などあればご意見いただきたい。

【条項の「定義」について】

委 員 不当な差別について具体的な範疇が書かれているが、他のものと異なるのが「被差別部落出身」と思う。不当な差別のところにカテゴリーを並べる必要があるのか。人権問題を考える時に、差別からだけを見た人権問題では対応できないと思っている。例えば、労働者の権利や子どもの権利がある。不当な差別を定義することについて問題を感じており、必要無いのではないか。

委 員 同和地区出身者であることで、就職差別であれば職業選択の自由という権利が侵害されている。結婚差別であれば国籍や民族などにより婚姻の自由という権利が侵害されている。属性がある人は権利侵害を受けやすい。後段の「不当な区別、排除又は制限」はわかりづらいという印象もある。

会 長 不当な差別についての書き方としては、他の方法もあるかもしれないので検討が必要かもしれない。

【条項の「基本理念」について】

委 員 「不当な差別」を除けても基本理念に全く影響はないと思う。

【条項の「不当な差別」について】

会 長 「不当な差別」をどう表記するのか、差別させない側の立ち位置で書くのか、差別を受けた側の立ち位置で書くのか検討を要する。「定義」の部分から、改めてどのように表記するのかを考える。

【条項の「市の責務」について】

意見無し

【条項の「市民等の責務」について】

会 長 「責務」という言葉の使用については、「目的」のところであった意見もある。

委 員 事業者の責務は何となくわかるが、「自らが…努めるものとする。」というのに違和感がある。市民個人に、ある意味で押し付けているように受け止められるのではないか。

会 長 書きぶりとしては、「努める」ではなく、「大事にする、大切にする」などの表記の方がスムーズに伝わるかもしれない。

委 員 他市町の条例には「市民の責務」が記載されている。言葉の表記は変わるかもしれないが、市民の責務はあってもよいと思う。
市は「責務を有する」と記載し、市民や事業者には「努める」と記載して分けてみてはどうか。

【条項の「事業者の責務」について】

委 員 国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」では、「人権指針の策定」、「人権デューデリジェンスの規定」などにより、企業活動に関わる全ての人達の人権に考えることが求められている。

委 員 事業者は、市のまちづくりに協力するという程度で良いのではないか。もし条例として策定するのであれば、一番

の主体はあくまでも行政であり、市民に責務を科すことは権利をどう見るかという点からしても正しくないと思う。

【条項の「人権教育及び人権啓発」について】

- | | |
|-----|--|
| 会 長 | 事務局案は漠然とした記載内容であったため、丸亀市の条文を参考に見てはという意見が出ている。 |
| 委 員 | 修正案の方がすっきりしていて良いと思う。事務局案にある法律的根拠も大事なこと。「学校教育」と「あらゆる教育の場」は違うかもしれない。「学校教育」は、指導する側の主体性が問われるもの。地域の状況に合わせて進めていくことが大切。学校教育は少し区別して考える部分があっても良いのではないか。 |
| 委 員 | 修正案でよいと思う。学校教育はとても大切。「社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場とは、学校、地域、企業（職域）を意味している。 |

【条項の「指針」について】

- | | |
|-------|--|
| 会 長 | 現在の指針はどうなるのかと質問が委員から出ている。事務局からは、指針は変えないとの方向性が出ていたが、何か説明はあるか。 |
| 委 員 | 指針を改定する予定がないのに、なぜ条文に書くのか。条例の中に、「指針を策定しなければならない」とあるが、条例制定と同時に新たに策定するのか。 |
| 事 務 局 | 市は指針を基に取組を行っている。指針の根拠となるものが無いので、条例ができれば条例と指針を結び付け、明文化しておきたい。 |
| 委 員 | 県は推進指針があるので条例は必要ないと言っている。宇部市は指針では回らなくなったので条例を作ることなのか。 |
| 事 務 局 | 今までの指針が駄目になった、無駄になったということではない。宇部市として、条例を策定してしっかり進めて |

いきたいということ。

会 長 指針であれば「目指します」で終わるところを、条例を策定することによって施策ができたり、市民による取り組みが生まれるという方向で受け止めた。

委 員 条例と指針が結びついた方が良い。指針を作る法的根拠を示すという形が望ましい。提案だが、指針の改定時期の基準を明記した方が良いのではないか。時代に合った調査をして改定していくことが大事。改定ができることを明記してもよいと思う。

委 員 事務局の説明には納得いかない。指針は施策を示した行政の方針書であるはず。指針で示している理念はなんだったのか。理念条例というのであれば、かなり精査しないといけない。「どういうふう到人権を見るか、差別はどういうものをいうか、人権侵害とは何か」という見方の問題であり、いろんな意見が出ている中で統一しようとするのは非常に難しいし、統一しようとするれば広くするしかない。なので、余計に時間をかけて審議をつくすことが、宇部市の中で人権問題に真正面から向き合って考えていく、取り組んでいくという市民の意識や考え方を醸成していくものだと思う。人権条例の策定が拙速であると言っているのはそういう意味である。

【条項の「委任」について】

意見無し

【その他①「調査」について】

委 員 5年に一度、実態調査又は意識調査を実施して、指針を改定してみてはどうか。

委 員 調査項目、調査方法、調査範囲、調査結果の解釈などよく精査する必要がある。どのようにしたら実態をつかむことができるのかを議論する必要がある。

【その他①「救済」について】

委 員 現行の法律や条例でカバーできるものがあるはず。まずはその部分を整理することが大事。条例 1 つで全ての人権をカバーするような見方や考え方が怖い。

【その他②について】

事 務 局 その他②の意見については、宇部市人権教育・啓発推進指針の P26 (6.)外国人に関する問題の中の「取組の方向性」に関するご意見であったため、ご意見をいただいた委員に左記の内容にて個別回答を行いたい。ご意見としていただいた内容でしたので、審議会に報告させていただいた。

審議会委員 了承

会 長 本日の審議内容を振り返る。
「不当な差別」についてどのような記載をしていくのか。
この条例に何を大事にするのかという意見をいただいているので、「差別」を視点にするのか、「人権を尊重する」という視点にするのかを含めて、指針と条例が切れないよう内容を検討していければということであったと思う。
「責務」ということに関しては、「市の責務」と「市民及び事業者の責務」については示す違いがあると思うので表記方法を検討する。
指針については、条例ができれば今後はどのように見直しを含めて表記の仕方を検討していくのかという意見であったと思う。
調査についても、指針との関係を見ながらどういう視点で行っていくのか検討が必要という意見であったと思う。
以上の内容を含めて、事務局で修正案を検討して欲しい。

事 務 局 本日ご意見いただいた内容を参考に修正案を作成し、再度お示しさせていただきたい。

2 閉会